

管理 No.	G002
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署: 子ども未来部保育所・幼稚園課
(民間施設係 / 内線: 3745)

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	児童福祉施設(保育所)の設置認可	
処分権者	奈良市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)
	根拠規定条項	第35条第4項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	児童福祉法 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号) 奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第55号) 奈良市児童福祉法施行細則(平成14年規則第47号) 奈良市民間保育所設置認可基準(平成24年2月21日子ども未来部長専決)
	基準規定条項	法第35条第5項、規則第37条第2項・第3項、条例第5条～第19条・第33条～第39条、細則第13条第1項、基準全条
	審査基準	・奈良市民間保育所設置認可基準 児童福祉法第35条第4項の規定に基づく保育所の設置認可について、奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例その他法令に定めるもののほか、遵守すべき基準及び手続その他必要な事項(土地・建物、不動産の貸与、設置認可のための審査)を定めており、当該基準に適合するかを審査する。
標準処理期間 (経由機関の日数)	事実関係の認定に難易差があり設定が困難のため、標準処理期間未設定。	
本票の作成日	平成29年2月3日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	